



島根県報

平成30年12月28日（金）

号外 第 156 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第787号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	大田井田江津線	大田市温泉津町井田イ218番5地先から同イ513番地先まで	前	メートル 5.90～ 14.07	メートル 960.10	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 9.93～ 38.21	メートル 960.10		

島根県告示第788号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	平田荘原線	出雲市平田町1198番1地先から同町1271番2地先まで	メートル 118.83	平成30年 12月28日	出雲県土整備 事務所	

島根県告示第789号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	多伎江南出雲線	出雲市東神西町933番3地先から同町384番3地先まで	メートル 197.69	平成30年 12月28日	出雲県土整備事務所	
〃	知夫島線	隠岐郡知夫村字白荒1779番1地先から同村字田ノ浦1816番1地先まで	135.20	平成30年 12月28日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡知夫村字田ノ浦1816番1地先から同1818番地先まで	94.00	平成30年 12月28日		
〃	〃	隠岐郡知夫村字田ノ浦1818番地先から同1821番2地先まで	107.60	平成30年 12月28日		